

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 告示

○身体障害者福祉法による医師の指定	第434号	(障害福祉課)	2
○身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	第435号	(同)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定	第436号	(同)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称変更	第437号	(同)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地変更	第438号	(同)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退	第439号	(同)	4
○救急病院の申出の撤回	第440号	(医務課)	4
○救急病院の認定	第441号	(同)	5
○漁業の免許の内容となる事項等	第442号	(水産課)	5
○都市計画道路事業の認可 (名古屋都市計画道路事業7・6・602号廻間花水木線)	第443号	(都市整備課)	5
○都市計画道路事業の認可 (名古屋都市計画道路事業7・6・603号西市場廻間線)	第444号	(同)	6
○道路の区域の変更	第445号	(道路維持課)	6
○道路整備特別措置法による道路の区域の変更	第446号	(同)	6
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	第447号	(同)	7
病院事業庁告示			
○県立病院における使用料の細目料金の一部改正	第8号	(経営課)	7
教育委員会告示			
○博物館に相当する施設の指定	第5号	(生涯学習課)	8
公 告			
○愛知芸術文化センター芸術文化情報システム運用オペレータ業務に関する一般競争入札の実施		(文化芸術課)	8
○大規模小売店舗の変更の届出		(商業流通課)	9
○あいち産業科学技術総合センターで使用する電気に関する一般競争入札の実施		(産業科学技術課)	10
○土地改良事業計画書の縦覧		(農地計画課)	12
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	12
○建設業者の許可の取消し		(建設業不動産課)	13
○基本測量の実施		(用地課)	15
○公共測量の実施		(同)	15
○都市計画地区計画等の関係図書の縦覧		(都市計画課)	15
○都市計画用途地域等の関係図書の縦覧		(同)	16
○土地区画整理組合の定款の変更認可 (下山土地区画整理組合)		(都市整備課)	17
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	18

告 示

愛知県告示第434号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を平成30年8月1日次のように指定した。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

医師の氏名	診 断 障 害 部 位	診 療 に 従 事 す る 医 療 機 関	
		名 称	所 在 地
竹元 暁	肢体不自由	社会医療法人杏嶺会一宮西病院	一宮市
神前 宏和	聴覚障害、そしゃく機能障害	同	同
山本 傑	呼吸器機能障害	同	同
永田 大介	ぼうこう・直腸機能障害	同	同
仁紫 了爾	肢体不自由	医療法人尾張健友会千秋病院	同
五藤 大貴	同	医療法人清流会五藤医院	同
早川 和男	肢体不自由	公立陶生病院	瀬戸市
江坂 和大	ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害	同	同
鈴木 進	心臓機能障害	半田市立半田病院	半田市
岡田 暁典	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由	白山リハビリテーション病院	春日井市
打田 佑人	肢体不自由	豊川市民病院	豊川市
太田 俊介	ぼうこう・直腸機能障害	医療法人信愛会大石医院	同
山田 薫	肢体不自由	医療法人愛生館小林記念病院	碧南市
小田 高司	じん臓機能障害	同	同
加藤 博子	肢体不自由	愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院	安城市
中込 敏文	心臓機能障害	常滑市民病院	常滑市
澤井 昭宏	じん臓機能障害	医療法人永仁会佐藤病院	江南市
船橋 益夫	肢体不自由	医療法人喜光会北里クリニック	小牧市
宮川真三郎	ぼうこう・直腸機能障害	医療法人幸西会宮川醫院	稲沢市
橋本 佳奈	じん臓機能障害	医療法人長生会茶臼山厚生病院	新城市
大島 明	肢体不自由	新城市民病院	同
三輪 知弘	同	小嶋病院	東海市
服部 正興	ぼうこう・直腸機能障害	公立西知多総合病院	同
平田 明裕	同	同	同
山口 幸子	肢体不自由	西知多リハビリテーション病院	知多市
大山 俊廣	聴覚障害	新知台耳鼻咽喉科	同
奥村 雅徳	心臓機能障害	藤田保健衛生大学病院	豊明市
早河 秀治	肢体不自由	はやかわ子どもクリニック	日進市
鳥居みゆき	視覚障害	かぐやま眼科	同

北川 周太	同	愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院	弥富市
片岡 崇	心臓機能障害	医療法人橘会東名病院	長久手市
山本 敬子	視覚障害	愛知医科大学病院	同
松村 卓樹	ぼうこう・直腸機能障害	同	同
小松俊一郎	同	同	同

愛知県告示第435号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出があった。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

医師の氏名	診 断 障 害 部 位	診 療 に 従 事 す る 医 療 機 関	
		名 称	所 在 地
新里 越史	視覚障害	医療法人メディカルアイケア瀬戸眼科	瀬戸市
館 佳彦	肝臓機能障害	小牧市民病院	小牧市
鈴木 明彦	じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害	新城市市民病院	新城市
上村 治	同	あいち小児保健医療総合センター	大府市
宮本 浩秀	肢体不自由	宮本整形外科クリニック	尾張旭市

愛知県告示第436号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、次のように指定自立支援医療機関の指定をした。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

育成医療及び更生医療を担当する指定自立支援医療機関
薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
おはな薬局	一宮市浅井町西海戸形人385-1	平成 30. 8. 1
カイハツ薬局	同 三条エグロ33 マイズフォレスト1階	同
ワイエス薬局一宮店	同 萩原町西宮重字南屋敷45-1	同
七福神薬局	瀬戸市小金町31番地	同
スギ薬局牛久保店	豊川市松久町一丁目105番地	同
あさひまち薬局	蒲郡市旭町9-6	同
あかり薬局	小牧市常普請2丁目84番地	同
こいけ調剤薬局	稲沢市小池4丁目121番1	30. 6. 1
によらいさん薬局	東海市富貴ノ台2丁目165-1	30. 8. 1
サンサン薬局新知台店	知多市新知台2-4-29 リュイールコンドウ1-C	同
あるぷす薬局	尾張旭市東大道町原田2511	30. 6. 1
まちかた調剤薬局	愛西市町方町三角110-2	30. 8. 1
はーと調剤薬局	清須市春日中沼61-1	30. 5. 1
クスリのアオキ春日薬局	同 春日宮重124番地	30. 8. 1
スギ薬局西春店	北名古屋市沖村東ノ郷16番地1	同

キョーワ薬局弥富北店	弥富市平島町喜右味名23番1	同
いるか薬局	長久手市仏が根1825	同
エンゼル薬局長久手店	同 岩作琵琶ヶ池48番23	同

訪問看護ステーション等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションハッピーライフ	一宮市三ツ井一丁目12番12号 ファミーユK・Y 2 B号室	平成 30. 8. 1
あすなる訪問看護ステーション	大府市北山町2丁目59 ラポーゼ北山101	同

愛知県告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次の指定自立支援医療機関から名称を変更した旨の届出があった。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

育成医療及び更生医療を担当する指定自立支援医療機関
薬局

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
株式会社浅井薬局	浅井薬局津島店	津島市天王通り6丁目3	平成 26. 4. 8

愛知県告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次の指定自立支援医療機関から所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

育成医療及び更生医療を担当する指定自立支援医療機関
薬局

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
コスモス調剤薬局	日進市岩崎町六坊110-2	日進市竹の山五丁目1502番地	平成 24.10. 6
株式会社ツジ薬局	清須市土器野211-5	清須市土器野北中野210-2	30. 5. 1

愛知県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次の指定自立支援医療機関から指定の辞退があった。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

育成医療を担当する指定自立支援医療機関
病院又は診療所

名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人偕行会海部共立クリニック	弥富市佐古木2丁目280番地1	腎臓に関する医療	平成 30. 5. 8

愛知県告示第440号

次の救急病院から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める協力の申出を撤回する旨の届出があった。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	所 在 地	申 出 撤 回 年 月 日
医療法人尾張温泉かえ病院	海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下65-14	平成 30. 6. 10

愛知県告示第441号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、次のように救急病院を認定した。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認 定 有効期限
医療法人三恵会服部病院	名古屋市熱田区沢上1-3-20	平成30.10.1	平成33.9.30
名古屋西病院	名古屋市中川区荒子2-40	同 10.1	同 9.30
医療法人瑞頌会尾張温泉かえ病院	海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下65-14	同 6.11	同 6.10

愛知県告示第442号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めた。

なお、漁場図は、愛知県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 公示番号
別表のとおり。
- 2 免許の内容となる事項（漁業種類、漁業の名称、漁場の位置及び区域）
別表のとおり。
- 3 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 4 免許予定日
平成31年1月1日
- 5 申請期間
平成30年10月1日から平成30年10月31日まで
- 6 地元地区
別表のとおり。
- 7 制限又は条件
農業生産に著しく支障を及ぼす行為をしてはならない。
- 8 存続期間
平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

別表 区画漁業

公 示 番 号	漁業種類	漁業の名称	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	地元地区
内区 第1号	第2種区 画漁業	ふな養殖業	海部郡蟹 江町、愛 西市、弥 富市	善太川 (愛西市大井町、愛西市市道3093号線海用橋下 流端から海部郡蟹江町大字新千秋、善太第3排 水機場上流端まで)	海部郡蟹江 町、愛西市、 弥富市
内区 第2号	第1種区 画漁業 第2種区 画漁業 第2種区 画漁業 第2種区 画漁業	ふな小割式 養殖業 ぼら養殖業 こい養殖業 ふな養殖業	海部郡蟹 江町、津 島市	佐屋川 (海部郡蟹江町北新田一丁目地内旧水門下流端 から大字蟹江新田字吉左エ門裏、蟹江大濞排水 機場上流端まで)	海部郡蟹江 町、津島市

愛知県告示第443号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
清須市	名古屋都市計画道路事業7・ 6・602号廻間花水木線	平成30年9月28日から 平成36年3月31日まで	収用の部分 清須市花水木一丁目及び花水木 二丁目並びに廻間一丁目地内	清須市役所

			使用の部分 なし
--	--	--	-------------

愛知県告示第444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。
平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
清須市	名古屋都市計画道路事業7・6・603号西市場廻間線	平成30年9月28日から平成36年3月31日まで	収用の部分 清須市西市場五丁目及び廻間二丁目地内 使用の部分 なし	清須市役所

愛知県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧	区間	敷地の幅員	延長
県道	東三河環状線	旧	豊橋市石巻本町字西下地24番6地先から豊川市当古町東新井1番1地先まで 豊橋市石巻本町字西下地24番6地先から同字中屋敷142番地先まで	A 7.7 ~ 54.5 B 31.3 ~ 45.9	4.029 0.231
		新	豊橋市石巻本町字西下地24番6地先から豊川市当古町東新井1番1地先まで 豊橋市石巻本町字西下地24番6地先から同字萱野21番2地先まで	A 7.7 ~ 54.5 C 31.3 ~ 47.5	4.029 0.527
		旧	愛知郡東郷町大字春木字猫池12番1地先から同字南見額1992番2地先まで	18.0 ~ 21.8	0.047
		新	同	18.0 ~ 38.1	0.047
	長草東海線	旧	大府市長草町前屋敷28番1地先から同杵口下111番地先まで 大府市長草町仲良畑43番1地先から同杵口下111番地先まで	A 4.4 ~ 10.5 B 11.7 ~ 25.9	1.034 0.950
		新	大府市長草町前屋敷28番1地先から同杵口下111番地先まで 大府市長草町仲良畑43番1地先から同杵口下111番地先まで 大府市長草町前屋敷28番1地先から同杵口下111番地先まで	A 4.4 ~ 11.8 B 11.7 ~ 25.9 C 4.4 ~ 21.4	1.034 0.950 1.130
		旧	豊田市高橋町二丁目86番1地先から同84番地先まで	11.1 ~ 28.1	0.015
		新	同	20.3 ~ 28.1	0.015
	則定豊田線	旧	豊田市高上一丁目1番1地先から同寺部町五丁目117番1地先まで	7.6 ~ 10.5	0.815
		新	同	11.9 ~ 40.0	0.815

備考 A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第446号

愛知県道路公社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第17条第1項第1号の規定に基づき、道路の区域を次のように変更した。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県道路公社及び愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員 延長	
県道	名古屋半田線	旧	大府市長草町東忍場73番1地先から同杖口下3番4地先まで	m 26.6 ~ 172.9	km 0.656
		新	同		28.7 ~ 253.1

愛知県告示第447号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	区間
県道	諸輪名古屋線	愛知郡東郷町大字春木字東岡ノ上1456番地先から同字柵池66番地先まで

病院事業庁告示

愛知県病院事業庁告示第8号

平成28年愛知県病院事業庁告示第7号（県立病院における使用料の細目料金）の一部を次のように改正し、平成30年10月1日から施行する。

平成30年9月28日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 木下 平

県立病院における使用料の細目料金の表

MutSeqによる生殖細胞系列の病的変異に係る遺伝子検査料	愛知県がんセンター中央病院	病的変異が一つの場合	1人1件につき	32,710円	を に
		病的変異が二つの場合	1人1件につき	48,910円	
		病的変異が三つの場合	1人1件につき	65,110円	
家族性大腸腺腫症に係る遺伝子検査料	愛知県がんセンター中央病院	APCスクリーニング検査	1人1件につき	97,510円	に
		追加APCスクリーニング検査	1人1件につき	32,710円	
		APCシングルサイト検査	1人1件につき	32,710円	
myRiskによる生殖細胞系列の病的変異に係る遺伝子パネル検査料	愛知県がんセンター中央病院		1人1件につき	301,500円	
MutSeqによる生殖細胞系列の病的変異に係る遺伝子検査料	愛知県がんセンター中央病院	病的変異が一つの場合	1人1件につき	32,710円	に
		病的変異が二つの場合	1人1件につき	48,910円	
		病的変異が三つの場合	1人1件につき	65,110円	

改める。

教育委員会告示

愛知県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、次のように指定した。
平成30年9月28日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

指定年月日	指定番号	設置者の名称	博物館に相当する施設の名称及び所在地
平成30年9月28日	第21号	株式会社LIXIL	INAXライブミュージアム 常滑市奥栄町一丁目130番地

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀 章

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
愛知芸術文化センター芸術文化情報システム運用オペレータ業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 履行期間
平成30年12月1日（土）から平成35年8月31日（木）まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所
入札説明書で示す場所とします。
- (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（平成30年4月～平成32年3月）の大分類「03. 役務の提供等」の中分類「08. コンピュータサービス」のうち、小分類「06. オペレーション」に登録されている者であること。
- (4) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県会計局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 過去に国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人等が保有する本調達と同種・同規模以上のシステムに係る運用業務を誠実着実に履行した等の業務を支障なく実施可能と判断できる業務実績がある者であること。

- (6) プライバシーマーク及び情報セキュリティ ISO27001の認証を取得している者であること。
- 3 入札説明書の交付方法等
- (1) 入札説明書の交付方法
平成30年10月1日(月)から平成30年10月4日(木)までの電子入札システムの稼働時間内に電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。
アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。
また、平成30年10月1日(月)から平成30年10月4日(木)までの午前10時から午後5時までの間、(4)の場所において紙による交付も随時行います。
- (2) 入札期間
平成30年11月7日(水)午前9時から平成30年11月8日(木)正午まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)
- (3) 開札の日時及び場所
平成30年11月8日(木) 午後1時
愛知芸術文化センター管理部管理課
- (4) 問合せ先
愛知芸術文化センター管理部管理課総務・経理・企画グループ
名古屋市中区東桜一丁目13-2(郵便番号461-8525)
電話(052)971-5511 内線223
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効
財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 競争入札参加者に要求される事項
入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書を平成30年10月23日(火)午前9時から平成30年10月25日(木)午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません(電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。)。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。
提出された競争入札参加資格確認申請書を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) その他
詳細は、入札説明書によります。
- 5 Summary
- (1) Subject matter of the contract: Arts and culture information system operation work, 1 set
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., November 7, 2018 - noon, November 8, 2018
- (3) Contact point for the notice: General Management Division, Aichi Arts Center
1-13-2 Higashisakura, Higashi-ku, Nagoya, Aichi 461-8525 Japan
Tel. 052-971-5511 Ext. 223

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンタウン株式会社
千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
代表取締役 加藤 久誠
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン豊橋橋良
豊橋市橋良町字向山20-1ほか1筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日
平成30年5月28日
- 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	イオンタウン株式会社	変更前に同じ
氏名又は名称	イオンタウン株式会社	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役 大門 淳	代表取締役 加藤 久誠
住所	千葉市美浜区中瀬一丁目5-1	変更前に同じ
その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者の代表者の変更のため。
- 6 届出の日
平成30年9月10日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
平成30年9月28日（金）から平成31年1月28日（月）まで（日曜日、土曜日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
平成31年1月28日（月）
愛知県産業労働部商業流通課

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
あいち産業科学技術総合センターで使用する電気
予定使用電力量 7,951,451kWh
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 履行期間
平成31年1月1日（火）から平成31年12月31日（火）まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所
あいち産業科学技術総合センター（豊田市八草町秋合1267-1、瀬戸市南山口町250-3及び同市上之山町三丁目2-6）
- (5) 入札方法
ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード

(以下「ICカード」という。)が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。
イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(平成30年4月～平成32年3月)「1. 物品の製造・販売」のうち「35. 電力」に登録されている者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。
- (6) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」(平成30年6月19日付け30地温第141号愛知県環境部長通知)第5条に定めるところにより電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示している者(開示したとみなされる者を含む。)で、同環境配慮方針別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価基本項目の評価点の合計点数が70点以上(70点に満たない場合にあっては、同環境配慮方針第4条(2)の環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上)の者であること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

平成30年9月28日(金)から平成30年10月15日(月)までの電子入札システムの稼働時間内に電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)以外の日の午前8時から午後8時までです。

電子入札システムにより難しい場合は、平成30年9月28日(金)から平成30年10月15日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、(4)の場所において随時交付します。

(2) 入札期間

平成30年11月13日(火)午前9時から平成30年11月14日(水)午後5時まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

(3) 開札の日時及び場所

平成30年11月15日(木) 午前10時

あいち産業科学技術総合センター管理部管理課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

あいち産業科学技術総合センター管理部管理課

豊田市八草町秋合1267-1(郵便番号470-0356)

電話(0561)76-8302

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び2(5)の資格を有することを証明する

書類を平成30年10月1日（月）午前9時から平成30年10月15日（月）午後5時までの間に、電子入札システムにより、又は3(4)の場所に書面により提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出していない者並びに入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができません。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased: Electricity to be used in the Aichi Center for Industry and Science Technology. Estimated amount required 7,951,451 kWh.

(2) Bidding period: 9:00 a.m., November 13, 2018 - 5:00 p.m., November 14, 2018

(3) Contact point for the notice: Administrative Division, Administrative Department, Aichi Center for Industry and Science Technology

1267-1 Akiai, Yakusacho, Toyota City, Aichi 470-0356 Japan

Tel. 0561-76-8302

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（和地太田地区）の土地改良事業計画を定めたから、次のように土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 期間

平成30年10月1日から平成30年10月29日まで

2 場所

田原市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を豊田市役所に掲示した。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 (1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊田市時瀬町横手27の2	成瀬 三男
同 時瀬町横手37の52	藤井 康雄

(2) 通知の要旨

平成29年農林水産省告示第1974号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

2 (1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊田市田平沢町外山11の70、11の91及び11の126	藤沢 俊夫
同 田平沢町前田12の4	藤沢キヌエ
同 栃立町儘下18、18の1及び19	永田 広治

(2) 通知の要旨

平成30年農林水産省告示第78号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

3 (1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊田市小渡町下平10	名豊商事株式会社
同 小渡町串毛1の2及びセイゴ6の24	松井 治道

同	小渡町串毛9の5	三嶋 貝二
同	小渡町串毛9の7	石川 シマ

(2) 通知の要旨

平成30年農林水産省告示第377号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不分明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を設楽町役場に掲示した。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不分明である通知の相手方
北設楽郡設楽町大名倉字後沢13の1及び13の2	遠山 いち
北設楽郡設楽町田峯字仏供田7及び7の1	大岩 忠二
同	大岩美佐子
北設楽郡設楽町田峯字仏供田8	佐々木久雄
同 田峯字尾中山7	羽谷久右衛門
同 東納庫字大滝山3の1	田中 くみ
同 東納庫字西ノ山1の48	原田 和典

2 通知の要旨

平成30年農林水産省告示第298号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のように建設業者の許可を取り消した。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

取年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	許可番号及び取り消した工事業
平成30.8.2	有限会社ヨイチ 代表取締役 横山 正一	春日井市神領町3-2-4	(般-29)第73597号 建築、大工、とび・土工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業
同	藤井 明弘	一宮市浅井町小日比野字山畑1101-22	(般-25)第61177号 電気工事業
同	豊田共栄サービス株式会社 代表取締役 野波 雅裕	豊田市司町4-16	(般-27)第58027号 電気工事業
同	廣瀬 敏信	弥富市五之三町焼田144-2	(般-25)第56931号 建築、大工工事業
同	西脇スマ子	あま市七宝町秋竹四町田802-13	(般-28)第67394号 建築、塗装、内装仕上工事業
30.8.6	平和建設株式会社 代表取締役 長谷川英一	名古屋市東区山口町10-10	(般-28)第2412号 建築工事業
同	有限会社小倉建築事務所 代表取締役 小倉 敏充	名古屋市北区志賀町1-85	(般-28)第1139号 建築、内装仕上工事業
同	同	同	(般-29)第1139号 大工工事業
同	シンクアクト株式会社 代表取締役 岡本 峰男	名古屋市北区中味鏡1-704	(般-29)第101988号 電気通信工事業
同	同	同	(般-29)第101988号 電気工事業
同	有限会社三共衛研 代表取締役 宮田 正昭	名古屋市北区大野町3-9-1	(般-26)第107302号 大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業
同	株式会社伊藤建築工房 代表取締役 伊藤 増秀	名古屋市緑区相原郷1-105-3	(般-28)第35007号 建築工事業

同	株式会社大協建設 代表取締役 高柳 英成	名古屋市西区平出町288	(特-28) 第3092号 土木、建築、とび・土工工事業
同	株式会社日永設備 代表取締役 只野 勉	名古屋市天白区元八事5-155	(般-26) 第7506号 管工事業
同	株式会社FORPLUS 代表取締役 林 博史	名古屋市昭和区檀溪通4-16 SAKURA檀溪403号室	(般-27) 第107860号 建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業
同	株式会社TLP 代表取締役 岸鶴 浩二	名古屋市中区丸の内3-19-14	(般-28) 第108246号 電気、管工事業
同	株式会社YSハウジング 代表取締役 藤岡 均都	名古屋市中区伊勢山1-1-9 レジデンシア東別院2F	(般-29) 第108640号 大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、内装仕上工事業
同	株式会社松井 代表取締役 松井 永幸	岡崎市舳越町字東沖96-1	(般-25) 第54694号 機械器具設置工事業
30. 8. 7	有限会社日住建設 代表取締役 熊澤 孝夫	豊川市豊が丘町25	(般-28) 第47573号 建築工事業
30. 8. 8	大岩 久光	尾張旭市吉岡町1-8-22	(般-27) 第65504号 左官、タイル・れんが・ブロック工事業
同	株式会社下原水道工務店 代表取締役 伊藤 彰浩	春日井市西山町4-7-9	(特-29) 第19282号 水道施設工事業
同	藤田工業株式会社 代表清算人 伊藤 久司	日進市栄4-1201 ライフウエルズ日進II706	(般-26) 第46405号 鉄筋工事業
同	株式会社ソーラー工業 代表取締役 白井 光朗	豊橋市三ノ輪町字本興寺51-12	(般-26) 第66372号 電気工事業
30. 8. 9	荻野 祐三	豊橋市上野町字上原71-2	(般-25) 第66262号 大工工事業
30. 8.10	有限会社武一塗装 代表取締役 岡本 武虎	一宮市三条字道東83-3	(般-28) 第103831号 建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、内装仕上、熱絶縁、建具工事業
同	祖父江正樹	丹羽郡大口町大字小口字下之段11-4	(般-29) 第60514号 管工事業
同	鈴木 裕也	豊田市鴛鴨町長根128-2	(般-27) 第71141号 とび・土工工事業
同	水野 武	豊田市貝津町奥洞1-1	(般-29) 第20227号 塗装工事業
30. 8.15	有限会社日誠機工 代表取締役 角脇 政雄	名古屋市南区豊田3-15-36	(般-26) 第103250号 管工事業
同	株式会社大日 代表取締役 太田 光将	名古屋市南区東又兵ヱ町4-55	(特-26) 第107206号 建築、大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、板金、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業
同	尾関 泰美	名古屋市守山区森孝2-213	(般-28) 第108175号 とび・土工工事業
同	タケビシ株式会社 代表取締役 佐々木 久	名古屋市港区七番町3-14 武菱ビル2階	(般-26) 第105255号 建築、管工事業
同	有限会社サンユウ工業 代表取締役 宮崎 達郎	名古屋市北区天道町2-37-5	(般-25) 第698号 電気工事業
同	株式会社ヨシタケ 代表取締役 吉田 肅人	名古屋市港区川園3-187	(般-28) 第36398号 塗装、建具工事業
同	有限会社イズムエンジニアリング 代表取締役 佐々木就雄	名古屋市緑区大高台1-1017	(般-25) 第100342号 タイル・れんが・ブロック工事業
同	石玉石材株式会社 代表清算人 長江 増美	春日井市大泉寺町429-1	(般-29) 第49718号 石工事業
同	平田 和伸	西尾市一色町松木島宮東95	(般-26) 第54747号 建築、大工工事業
同	株式会社太啓 代表取締役 金田 浩伺	豊田市御船町大釜5-54	(特-28) 第58674号 造園工事業
30. 8.16	有限会社柴建 代表取締役 柴田 洋佑	豊川市東豊町4-118	(般-25) 第59300号 建築工事業

30. 8.21	株式会社ルート 代表取締役 河本 篤根	あま市上萱津八剣15	(般-29) 第56175号 鋼構造物、内装仕上工事業
同	株式会社むつわホールディングス 代表取締役 河本 篤根	あま市上萱津八剣10	(般-28) 第67119号 鋼構造物、内装仕上工事業
同	株式会社清水電気商会 代表取締役 清水 好男	豊川市国府町流霞87	(般-27) 第6422号 機械器具設置工事業
同	株式会社A O I 代表取締役 己山 朗良	豊橋市天伯町字天伯128-7	(般-26) 第66281号 土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業
30. 8.23	有限会社中部テック 代表取締役 木村 勇夫	長久手市蟹原1404	(般-28) 第104185号 建築、内装仕上工事業
30. 8.24	株式会社岩田興業三河 代表取締役 新美謙太郎	西尾市戸ヶ崎4-3-17	(般-29) 第44184号 塗装工事業
30. 8.29	有限会社サンユウ工業 代表取締役 宮崎 達郎	名古屋市北区天道町2-37-5	(般-25) 第698号 塗装工事業
同	株式会社友八工務店 代表取締役 植田 英明	名古屋市緑区大高町字定納山14-235	(般-29) 第101958号 建築工事業
同	大橋 信明	名古屋市南区東又兵卫町4-1-21	(般-28) 第104105号 塗装工事業
同	山元 紀彦	名古屋市緑区大清水2-504	(般-29) 第108714号 電気工事業
同	森田 吉行	碧南市籠田町1-35	(般-25) 第57210号 建築工事業
30. 8.30	株式会社黒田建設 代表清算人 黒田 晋也	豊明市二村台7-35-11	(般-27) 第34366号 建築、大工、内装仕上工事業
同	誠和工業株式会社 代表取締役 渡邊 正平	瀬戸市山の田町94-6	(般-29) 第23294号 土木工事業
30. 8.31	株式会社氷室建設 代表取締役 氷室 優	東海市名和町1番割中64-2	(般-27) 第103709号 建築、大工、内装仕上工事業
同	株式会社O C H I 代表取締役 越智 則幸	西尾市吉良町吉田桑ノ木44	(般-29) 第75169号 土木、とび・土工、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体工事業

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
豊橋市及び田原市	平成30年11月1日から 平成31年2月23日まで	基本測量(防災対策地域水準測量)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
名古屋市	平成30年10月1日から 平成31年3月29日まで	公共測量(地盤変動量調査)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、高浜市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
高浜市	平成30年11月1日から 平成31年3月23日まで	公共測量(デジタル空中写真撮影)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

平成30年 9月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画緑ヶ丘地区計画
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び名古屋市役所
- 2 (1) 都市計画決定権者の名称
瀬戸市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画赤津南地区計画
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び瀬戸市役所
- 3 (1) 都市計画決定権者の名称
豊田市
- (2) 都市計画の種類及び名称
豊田都市計画榎塚東町東郷前地区計画
豊田都市計画第1号若宮交通広場
豊田都市計画第2号豊田市駅西交通広場
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び豊田市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

平成30年 9月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画用途地域
名古屋都市計画特別用途地区
名古屋都市計画高度地区
名古屋都市計画防火地域及び準防火地域
名古屋都市計画道路3・5・18号日置中野新町線
名古屋都市計画道路3・1・20号伏見町線
名古屋都市計画道路3・5・33号深井岩井橋線
名古屋都市計画道路3・2・42号大津町線
名古屋都市計画道路3・5・43号道德北柴田線
名古屋都市計画道路3・5・44号新堀川西線
名古屋都市計画道路3・5・45号光音寺内田橋線
名古屋都市計画道路3・5・46号浮島線
名古屋都市計画道路3・5・60号高田町線
名古屋都市計画道路3・5・62号弦月宝生線
名古屋都市計画道路3・5・79号弥富相生山線
名古屋都市計画道路3・1・122号桜通線
名古屋都市計画道路3・2・132号岩井町線
名古屋都市計画道路3・4・143号小栗橋線
名古屋都市計画道路3・5・148号横井町五月通線
名古屋都市計画道路3・4・149号秋竹線
名古屋都市計画道路3・5・154号下之一色篠原線
名古屋都市計画道路3・5・155号雁道線
名古屋都市計画道路3・5・156号豆田町線
名古屋都市計画道路3・2・158号昭和橋線
名古屋都市計画道路3・5・160号豊田新屋敷線
名古屋都市計画道路3・4・185号豊門豊郷線
名古屋都市計画道路3・5・210号堀川西線

- 名古屋都市計画道路 3・5・211号柴田線
名古屋都市計画緑ヶ丘一団地の住宅施設
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び名古屋市役所
- 2(1) 都市計画決定権者の名称
瀬戸市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画用途地域
名古屋都市計画生産緑地地区
名古屋都市計画塩草西地区計画
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び瀬戸市役所
- 3(1) 都市計画決定権者の名称
尾張旭市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び尾張旭市役所
- 4(1) 都市計画決定権者の名称
清須市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画火葬場第41号五条広域事務組合斎場
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び清須市役所
- 5(1) 都市計画決定権者の名称
豊田市
- (2) 都市計画の種類及び名称
豊田都市計画生産緑地地区
豊田都市計画道路 3・4・40号豊田市停車場線
豊田都市計画道路 3・4・106号公園線
豊田都市計画道路 3・4・110号昭和町線
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び豊田市役所
- 6(1) 都市計画決定権者の名称
幸田町
- (2) 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画道路 3・5・21号生平幸田線
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び幸田町役場
- 7(1) 都市計画決定権者の名称
蒲郡市
- (2) 都市計画の種類及び名称
東三河都市計画春日浦地区計画
東三河都市計画民成工業用地地区計画
- (3) 縦覧場所
愛知県建設部都市計画課及び蒲郡市役所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成30年 9月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 組合の名称
下山土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
長久手市下山10-1
- 3 設立認可の年月日
平成25年10月1日
- 4 変更認可の年月日
平成30年 9月28日

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

平成30年9月28日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
29尾建 96-144	平成 29.10.19	株式会社不動産SHOPナ カジツ 代表取締役 鳥居 守	岡崎市羽根北町5-6-5	豊明市栄町新左山1-193
30尾建 96-8	30.4.17	株式会社ライブラ 代表取締役 渡邊まり子	清須市西枇杷島町養和242-1	清須市西田中白山5及び6
30尾建 96-20	30.4.27	服部 修二	弥富市鳥ヶ地1-47	弥富市鳥ヶ地1-44-3
30知建 59-9	30.5.7	西谷 大悟 西谷ちえみ	大府市朝日町3-33-1	知多郡東浦町大字森岡字新割木 3-5
30知建 59-10	30.5.7	川島 恭朋 川島 奈々	知多郡東浦町大字森岡字高峯1- 11	知多郡東浦町大字森岡字新割木 3-3
29東建 61-19	30.3.28	愛静東海株式会社 代表取締役 町 信雄	豊橋市豊岡町178-1	蒲郡市豊岡町下前田4-7ほか 13筆
30西建 44-4	30.5.7	株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生	東京都千代田区岩本町一丁目7- 4	みよし市根浦町1-12-5ほか 2筆
30西建 44-7	30.5.23	本多 順	岡崎市坂左右町字堤上101-3	額田郡幸田町大字深溝字小杉山 72
30知建 59-31	30.8.21	株式会社住都建設 代表取締役 坂田 勇	名古屋市中区大須一丁目7-5	知多郡武豊町字多賀6-35-1 ほか4筆
29尾建 96-266	30.3.14	株式会社トスコ 代表取締役 澤田 崇	名古屋市中村区則武一丁目7-13	あま市七宝町桂検白60及び61
30西建 44-3	30.5.7	アップウィッシュ株式会社 代表取締役 近藤 隆仁	岡崎市羽根町字陣場303	額田郡幸田町大字深溝字内池田 10-30ほか8筆